

連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	法 人 名	()
----------------------------	-------------	-------	-----

御注意

「1」から「5」までの「②」及び「③」の各欄、「8」、「14」及び「21」並びに「23」、「24」及び「26」の各欄は、連結法人の各連結事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

区 分		収 入 金 額		①について課される 所 得 税 額		②のうち控除を受ける 所 得 税 額			
		①		②		③			
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	1	円		円		円			
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2								
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	3								
割 引 債 の 償 還 差 益	4								
そ の 他	5								
計	6								
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算									
個 別 法 人 に よ る 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	(9)のうち元本 所 有 期 間	所 有 期 間 割 合 $\frac{(10)}{(9)}$ （小数点以下3 位未満切上げ）	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (8) × (11)		
		7	8	9	10	11	12		
		円	円	月	月		円		
銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合	銘 柄	各連結法人の 収 入 金 額 合 計	各連結法人の 所 得 税 額 合 計	各連結法人の 配当等の計算 期末の所有元 本数等の合計	各連結法人の 配当等の計算 期首の所有元 本数等の合計	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は12 （マイナスの 場 合 は 0）	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ （小数点以下3位未満切上げ） （1を超える場合は1）	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (14) × (18)	
		13	14	15	16	17	18	19	
		円	円					円	
そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の 明 細									
支 払 者 の 氏 名 又 は 法 人 名		支 払 者 の 住 所 又 は 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	収 入 金 額	控 除 を 受 け る 所 得 税 額	参 考			
				20	21				
			平 ・ ・	円	円				
			平 ・ ・						
			平 ・ ・						
計									
個 別 帰 属 額 の 計 算									
連 結 法 人 名				個 別 帰 属 額 (23の計) + (25の計) + (26の計)	22	円			
銘 柄 等	配 当 等 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額					配当等以外に係る控除を受ける 所得税額のうち当該連結法人に 帰せられる所得税額			
	個 別 法 に よ る 場 合	銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合							
	(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額		$(24) \times \frac{(19)}{(14)}$					
	23	24		25		26			
	円	円		円		円			
計									